

第 2 2 回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成 2 5 年 4 月 9 日

上富良野町農業委員会

第22回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成25年4月9日(火) 午後1時30分から午後3時20分

2 場 所 上富良野町役場 第3会議室

3 出席委員 11名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	長谷川裕見	2	三好 利和	3	白井 一宏
4	欠員	5	舘尾 雄治	6	井村 悦丈
7	井村 昭次	8	杉本 隆一	9	岡和田 淳
10	石橋 信次	11	富田 成一	13	中瀬 実

4 欠席委員

12	青地 修				
----	------	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 報告第1号 農地法第4条並びに農地法第5条の諮問の答申について
- 日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 諮問第1号 農用地利用集積計画書の作成について
- 日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)
- 日程第7 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)
- 日程第8 議案第4号 土地改良法第3条第1項第4号及び同法施行規則第3条第1項の規定による申出について
- 日程第9 議案第5号 平成24年度上富良野町農地賃貸借料情報の公開について

追加

- 日程第1 議案第6号 職務代理者の選出について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	坂弥 雅彦	主査	林下 里志
----------	----	-------	----	-------

8 会議の概要

開会（午後1時30分） （着席）

局長 全員ご起立ください。「礼」 ご着席ください。

開会の宣言

局長 只今より、第22回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
11番 富田成一 委員に合わせご唱和ください。

富田委員 「唱和」

局長 ご着席ください。

議長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、11名であります。定数に達しておりますので、これより第22回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「局長」

局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

議長 日程第1会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、8番 杉本隆一 君、9番 岡和田 淳 君を指名いたします。

議長 日程第2 報告第1号「農地法第4条並びに農地法第5条の諮問の答申について」の件を議題といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局 報告第1号について、ご説明いたします。農地法第4条並びに農地法第5条の諮問の答申、9件の報告をいたします。報告第1号朗読。

議長 報告第1号について、発言はありますか。

「発言なし」

議長 発言がなければ、報告第1号を終わります。

議長 日程第3 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。報告第2号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局 報告第2号について、ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の解約申し出のあった 貸主 ○○○○、借主 ○○○○ ほかに1件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。

議長 報告第2号について、発言はありますか。

「発言なし」

議 長 発言がなければ、報告第2号を終わります。

議 長 日程第4 「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。
諮問第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。〇〇〇〇地区農用地利用改善事業実施組合ほか
2組合から、下記のとおり利用権の設定(所有権6件、賃貸借2件)についての申し出が
なされ、この申し出が適当と認められるので農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第
65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を
求める。
平成25年4月9日提出 上富良野町長 向山 富夫。
農用地利用集積計画の内容は、経営面積・従事日数等農業経営基盤強化促進法第18条第
3項の各条件を満たしていると判断されます。
審議の資料として、調査書をご覧ください。
以下、内容を朗読いたします。諮問第1号朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
諮問第1号 賃1、2番について、提案に関する補足説明を願います。
「10番 石橋信次 委員」

石橋委員 3月11日に〇〇〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、〇〇〇〇〇〇〇で開
かれ、賃貸借2件の利用集積が成立いたしました。
賃1番 出し手 〇〇〇〇さん 再処分の賃貸です。所在地は〇〇線の〇〇〇でも奥まっ
たところ。受け手 〇〇〇〇さん 賃借の継続となり、上富良野町を中心に畑作経営
をしております。これまでと同じ10aあたり8,000円、10年間で賃貸決定しております。
賃2番 出し手 〇〇〇〇さん 再処分の賃貸です。所在地は先ほどと同じで少し先にな
ります。受け手 〇〇〇〇さん 賃借の継続となります。経営は上富良野町を中心に畑作
経営をしております。10aあたり8,000円、ただ一部水利権の無い部分が含まれており、そ
の部分4,000円となっております。
慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。
これより、賃1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、賃2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。
これより、所2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、所3番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、所4番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、所5番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 所6番について、提案に関する補足説明をお願いします。 「局 長」

局 長 2月25日に〇〇〇〇地区地区農用地利用改善事業実施組合の会議が〇〇〇〇〇〇〇〇
で開かれ、売買1件の利用集積が成立いたしました。
所6番 出し手 〇〇〇〇さん 相続した農地の売却であります。受け手 〇〇〇〇さん
経営規模の拡大による取得であります。価格について水路がある関係で、水路は10a
あたり30,000円、田は10aあたり170,000円であります。
慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

岡和田委員 質疑では無いが、所6の位置図が議案資料に添付されていない。

事務局 大変申し訳ございませんでした。所6の位置図、添付いたします。〇〇〇道路と〇〇〇
道路の交差付近となります。〇〇〇〇さんの住宅の田を1枚挟んで隣部分となります。
〇〇〇〇さんの宅地付近は、この時点では雪がありハウスなど残っている部分も詳細が不
明でありましたので、測量をきちんとして、1年賃貸をし、改めて宅地付近は売買しよう
との話であります。

議 長 質疑ございませんか。

「なしの声あり」

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。

議 長 これより、所6番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」
の件を議題といたします。議案第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった譲渡人 ○○○○○、譲受人 ○○○○○ ほかに5件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求める。
平成25年4月9日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実。
許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。
審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

議 長 議案第1号 1番について、提案に関する補足説明をお願いします。
2番 三好利和 委員。

三好委員 議案第1号 1番の説明をいたします。
受け手 ○○○○さんは、○○○○さんの長女のご主人です。移転理由は、経営移譲のための贈与であります。所在地は○○線○○号、○○○○道路から南側、○○○の両側にあります。経営は水稻、メロンを主にしております。
慎重審議、よろしく申し上げます。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。
これより、議案第1号 1番の質疑に入ります。発言はありますか。

「ありません」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。
これより、議案第1号1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号 2番、3番、4番、5番について、提案に関する補足説明をお願いします。
「局 長」

局 長 議案第1号 2番、3番、4番、5番の補足説明いたします。
2番、3番、出し手 ○○○○さんと○○○○さんは、親子です。娘婿の○○○○さんが離農し、使用貸借を解約しての売却です。受け手 ○○○○さんは、○○○○で水田を23ha 所有し、所有地が12ha、借入地が11ha をご本人、配偶者、息子の3人で農業経営を

されております。住居は〇〇道路を挟んだ向かいの住宅で、所在地は〇〇と〇〇の間で〇〇に隣接しております。

4番 出し手 〇〇〇〇さんは、離農のため相続した農地の使用貸借です。受け手 〇〇〇〇さんは、隣接の規模拡大です。〇〇〇〇さんの意向により、1年間の賃貸借をし、残地を残すため、土地の分筆を行い、一括して来年売却する予定です。

所在地は〇〇と〇〇の間で、〇〇〇〇道路の西側にあり、〇〇〇〇さんの自宅に隣接しております。

5番 出し手 〇〇〇〇さんは、離農のための売却です。受け手 〇〇〇〇〇〇さんは、経営の規模拡大です。深山峠で、花卉の栽培をしていますが、経営の拡大のため農地の取得です。水稻の栽培を中心に営農し、所在地は〇〇と〇〇の間で、〇〇〇〇道路に隣接しています。

慎重審議、よろしくお願いします。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。
これより、議案第1号2番、3番、4番、5番の質疑に入ります。
発言はありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。
これより、議案第1号2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 つづいて、議案第1号3番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 つづいて、議案第1号4番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 つづいて、議案第1号5番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号6番について、提案に関する補足説明をお願いします。
「1番 長谷川裕見 委員」

長谷川委員 議案第1号6番の補足説明いたします。
出し手・受け手 ○○○○さんと○○○○さんは、親子です。経営移譲をしていますが、期間満了による使用貸借の更新であります。
慎重審議、よろしく申し上げます。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。
これより、議案第1号6番の質疑に入ります。発言はありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。
これより、議案第1号6番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

——— 暫時休憩 午後2時20分から午後2時30分 ———

議 長 追加日程第1 議案第6号「職務代理の選出について」の件を議題といたします。
議案第6号を、事務局が説明いたします。 「局 長」

局 長 農業委員会に関する法律第5条第5項の規定による会長の職務を代理する者は、上富良野町農業委員会規則第16条第2項により「あらかじめ互選しておくことができる。」とされ、同規則第3条第3項により「会長が緊急止むを得ないと認めたものは、追加議案として会議に付することができる。」とされていることから、本日追加日程第1として、議案第6号を提出して、青地職務代理に次ぐ第2位の職務代理の選出を求めるものです。

議 長 職務代理の選出には、「立候補による選挙」「委員の指名推薦」「選考委員を挙げて推薦」の方法がありますが、いずれの方法で行うかお諮りいたします。

長谷川委員 「委員の指名推薦」により、選出することをお願いします。

議 長 「委員の指名推薦」とのご発言がありましたが、これにご異議ありませんか。

杉本委員 「委員の指名推薦」の方法が良いと思います。

議 長 ほかにご意見がなければ、「委員の指名推薦」の方法にてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

議 長 それでは、「委員の指名推薦」を行います。どなたがよろしいでしょうか。

館尾委員 白井委員を推薦いたします。

議 長 白井委員の推薦がありました。ほかにございますか。

「ありません」の声あり

議 長 なければ、白井委員を青地職務代理に次ぐ職務代理に決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、白井一宏 委員を青地職務代理に次ぐ職務代理に決定いたします。

議 長 日程第6 議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
農業委員会等に関する法律第24条及び同法第5条第5項に基づき、白井職務代理を議長として議事を進めます。

職務代理 農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により〇〇番 〇〇〇〇の退席を求めます。(〇〇〇〇 退席)
議案第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった譲渡人 〇〇〇〇、譲受人 〇〇〇〇 について同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求めます。
平成25年4月9日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実。
許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。
審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

職務代理 議案第2号について、提案に関する補足説明をお願いします。
「7番 井村昭次 委員」

井村昭委員 議案第2号を補足説明いたします。
出し手〇〇〇〇さんと受け手〇〇〇〇さんは、親子です。移転理由については経営移譲のための使用貸借であります。所在地につきましては、〇〇地区の広範囲にありまして位置図をご参照ください。経営状況につきましては、ビート、麦類などを主にしております。
慎重審議、よろしく申し上げます。

職務代理 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。
これより、議案第2号の質疑に入ります。発言はありませんか。

「ありません」の声あり

職務代理 これをもって質疑を、終了いたします。
これより、議案第2号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

職務代理 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
〇〇番 〇〇〇〇の退席を解きます。
(〇〇〇〇 着席)

議 長 日程第7 議案第3号「農法第4条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により、〇〇番〇〇〇〇委員
の退席を求めます。
(〇〇番 〇〇〇〇委員 退席)

議 長 議案第3号を事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。
農地法第4条の規定による農地の転用申請のあった、転用計画者 〇〇〇〇について、
審議を求めます。
平成25年4月9日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実。
許可申請は、農業振興地域内の農用地区域ですが、農業用施設等建設のため、転用計画に
問題はないと考えます。
審議の資料として、農地法第4条調書を添付してございます。
以下、内容を朗読いたします。議案第3号朗読。

議 長 議案第3号について、提案に関する補足説明を願います。
「9番 岡和田 淳 委員」

岡和田委員 議案第3号について、補足説明いたします。
申請地は農業振興地域内の農用地区域で農業用施設等建設のためであり、転用計画に問
題はないと思います。所在地は、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんの自宅周辺の農地です。
農業機械の大型化と作業機械の増加により、格納庫、作業スペースが必要となったこと
から、既存宅地に隣接する申請地に建設するものです。
慎重審議、よろしく願いいたします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。ご発言ありませんか。

富田委員 位置図が2種類あり、色付の図面と白黒図面で申請地が異なっておりますが、事務局より
どのような図面か説明をお願いします。

事務局 色付の図面については、昔の隣接地の転用に関する図面であり、今回の所在地に隣接する
ことから資料として添付しましたものです。平成6年に転用のあった図も参考に添付した
ものであります。

議 長 ほかにご発言ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第3号を採決いたします。
本件は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
〇〇番 〇〇〇〇委員の退席を解きます。
(〇〇番 〇〇〇〇委員 着席)

議 長 日程第8 議案第4号「土地改良法第3条第1項第4号及び同法施行規則第3条第1項の
規定による申出について」の件を議題といたします。
議案第4号を事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第4号について、ご説明いたします。「土地改良法第3条第1項第4号及び同法施行
規則第3条第1項の規定による申出」について審議を求める。
平成25年4月9日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実。
平成25年2月19日で公告のあった道営土地改良事業に係る農地以外の土地について、
土地改良事業に参加するための申出書が提出されたので受理の審議をいただくものです。
審議の資料として、申出書及び対象地について地図を添付してございます。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「ありません」の声あり

議 長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第4号を採決いたします。
本件は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9 議案第5号「平成24年度上富良野町農地賃貸情報の公開について」の件を議
題といたします。
議案第5号を事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第5号について、ご説明いたします。平成24年度（平成24年4月1日から平成2
5年3月31日）に締結された賃貸借における賃貸借料水準（10aあたり）の公開につ
いて審議を求める。
平成25年4月9日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実。
賃貸借料平均額の算定は、農地利用集積及び農地法3条許可申請の金額をもとに、農地権
利移動・賃借等システム登録情報をもとに、全国農業会議所作成の賃借料計算式により積
算しています。
田と畑ごとに最高額と最低額を除いた、10aあたりの賃貸借料の合計額を件数で除した
ものです。
賃貸借料情報は、町のホームページ、町報、農業委員会だより等で公開いたします。
以下、内容を朗読いたします。議案第3号朗読。
ご審議、よろしく願いいたします。

———— 暫時休憩 午後3時15分から午後3時18分 ————

議 長 これより質疑に入ります。

「ありません」の声あり

議 長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第5号を採決いたします。
本件は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。
第22回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

局 長 全員ご起立ください。 「礼」

以上、報告2件、諮問1件、議案5件、追加議案1件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後3時20分

上記第22回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名押印する。

平成25年 4月 9日

上富良野町農業委員会長 印

上富良野町農業委員 印

上富良野町農業委員 印